

空き家のリフォームをサポートします！

空き家リフォーム促進事業補助金

平成27年4月から、垂水市空き家バンクに登録することで空き家のリフォームに対して補助を行う「空き家リフォーム促進事業補助金」を開始しました。

1. 受付期間

平成29年4月3日（月）～平成30年1月31日（水）

なお、工事着工後の申請は、対象外となり申請できないのでご注意ください。
先着順となり、補助金の予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご注意ください。
平成30年2月28日（水）までに工事が完了するものに限りです。

2. 対象となる物件

- (1) 「垂水市空き家バンク」の登録物件であること
- (2) リフォーム後、空き家バンクに概ね3年間登録可能なもの
- (3) この補助金により、過去にリフォームを行っていないもの

3. 対象となる方

「垂水市空き家バンク」に登録された物件の所有者であって、次の条件をすべて満たす方

- (1) 市税（空き家及び当該空き家の敷地に係る固定資産税を含む。）に滞納がないこと。
- (2) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸等でないこと。

4. 補助の内容

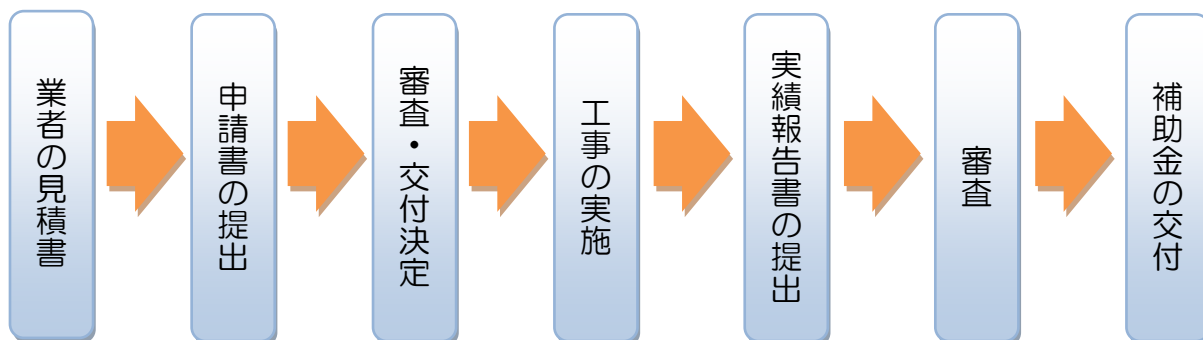
うえの対象となる方が申請し、**市内業者**（注. 垂水市住宅リフォーム促進事業登録工事業者に限る。）が行う次に該当する工事等に対し、補助金を交付します。

空き家の増改築、修繕、補修等にかかる費用（対象工事の費用が20万円以上）について補助します。

補助金額：補助対象事業費の50%（限度額 50万円）

注. 空き家のリフォーム促進事業補助金以外にも、空き家内の家財道具等の処分費用（補助対象事業費の2/3 限度額：5万円）への補助制度との併給可能となります。

補助申請の流れ



申請書類、対象となるリフォーム工事等については事前に企画政策課までお問い合わせください。

ださい。制度の詳細はホームページをご覧ください。

5. 提出書類

《申請時》

- ① 垂水市空き家リフォーム促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 垂水市空き家リフォーム促進事業補助金誓約書（第2号様式）
- ③ 空き家の所有者が確認できる書類（契約書・登記事項証明など）
- ④ 市税の滞納がない証明書（納税証明書）
- ⑤ 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書
- ⑥ 補助対象事業となる住宅の平面図及び改修予定箇所の写真
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※申請書等を審査するにあたり、工事箇所等が不明な場合は現地確認をさせていただく場合があります。

《完了時》

- ① 垂水市空き家リフォーム促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）
- ② 補助対象事業に要した費用の内訳及び支払が確認できる領収書の写し
- ③ 補助対象事業を実施した箇所の現況写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

※補助金を交付するにあたり、現地確認検査等を実施させていただく場合があります。

6. 注意点

○工事の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、垂水市空き家リフォーム促進事業補助金交付決定変更等通知書（別記第5号様式）を提出し、承認を受けてください。

注. ただし、増額が生じる場合は、当該増額分相当の補助金の交付は認められませんのでご注意ください。

○空き家リフォーム促進事業において、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合がありますのでご注意ください。

- 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- 正当な理由がなく、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取壊しを行ったとき、又は登録を取りやめたとき。
- 本事業による市長の指示又は命令に違反したとき。

お問い合わせ

垂水市役所企画政策課 地域振興係

TEL 0994-32-1111（246）

FAX 0994-32-6625